

福岡県公報

令和2年5月26日
第105号

目次

告示(453-460号)

○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	1
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	1
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○解除に係る保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○「さいふごま」等の販売代金の収納の事務の委託	(文化振興課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3

公告

○契約の相手方等の公示	(教育庁義務教育課)	3
○落札者等の公示	(税務課)	4
○大規模小売店舗の変更届出	(中小企業振興課)	4
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	5

公安委員会

○警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費に関する告示の一部改正	(警察本部警務部留置管理課)	5
--	----------------	---

海区漁業調整委員会

○ビゼンクラゲの採捕制限	(漁業管理課)	6
○共同漁業の漁場計画に係る公聴会の開催	(漁業管理課)	6

告示

福岡県告示第453号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和2年5月26日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所
朝倉市須川字辰ラズ142の41、142の43
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
指定理由の消滅

福岡県告示454号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和2年5月26日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所
朝倉市須川字辰ラズ142の51(国有林)
朝倉市須川字深倉139の41、139の4・字辰ラズ142の9・142の10・142の20・142の21・142の45・142の47・142の48(以上8筆について次の図に示す部分に限る。)、142の46、142の50、142の52、142の53
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第455号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年5月26日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

築上郡築上町大字櫛原721、725の2、726、728

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第456号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年5月26日

福岡県知事 小川 洋

1(1) 解除に係る保安林の所在場所

豊前市大字岩屋468の2

(2) 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

(3) 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

2(1) 解除に係る保安林の所在場所

豊前市大字岩屋705の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

福岡県告示第457号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年5月26日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成5年8月16日農林水産省告示第909号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第458号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、「新羅王子がみた大宰府」、「全国高等学校考古名品展」、「版経東漸～対馬がつなぐ仏の教え～」、「さいふごま」及び「こま台」の販売代金の収納の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年5月26日

福岡県知事 小川 洋

委託先	所在地	委託期間
株式会社オークコーポレーション	東京都渋谷区笹塚一丁目62番3号	令和2年4月1日から 令和2年6月30日まで

福岡県告示第459号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年5月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉 県 道		甘 木 線 吉 井	前	朝倉市杷木志波3179番1先から 朝倉市杷木志波3259番1先まで	3.1 ～ 21.7	458.0
			後	朝倉市杷木志波3179番1先から 朝倉市杷木志波3259番1先まで	6.0 ～ 38.8	

福岡県告示第460号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域

を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年5月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉 県 道		朝 倉 線 小石原	前	朝倉市須川15番1先から 朝倉市須川9番1先まで	2.4 ～ 5.3	110.5
			後	朝倉市須川15番1先から 朝倉市須川9番1先まで	8.8 ～ 145.0	

公 告

公告

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

令和2年5月26日

福岡県知事 小川 洋

- 契約に係る特定役務の名称及び数量
令和2年度福岡県学力調査業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
教育庁教育振興部義務教育課
 - 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 契約の相手方を決定した日
令和2年4月1日
- 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名
東京書籍株式会社九州支社
 - (2) 住所
福岡市中央区薬院一丁目17番28号トッパンビル7階
 - 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
48,798,000円
 - 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
 - 7 随意契約を行った理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当
-
- 公告**
落札者等について、次のとおり公示します。
令和2年5月26日
福岡県知事 小川 洋
- 1 契約に係る特定役務の名称
税務電算処理システム運用管理等業務委託
 - 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部税務課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
 - 3 契約の相手方を決定した日
令和2年4月1日
 - 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社B C C
 - (2) 住所

- 福岡市中央区六本松二丁目12番19号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
56,100,000円
 - 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
 - 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第13条1(c)(i)に該当

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年5月26日
福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
令和2年4月16日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 久留米OMプラザ
 - (2) 所在地 久留米市御井旗崎一丁目1220番1 外
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ミスターマックス 代表取締役社長 平野 能章 福岡市東区松田一丁目5番7号 他2社	株式会社ミスターマックス 代表取締役社長 平野 能章 福岡市東区松田一丁目5番7号 他3社

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年5月26日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

令和2年4月27日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ドラッグストアモリ志免店
(2) 所在地 糟屋郡志免町南里六丁目454番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社ドラッグストアモリ	代表取締役 森 竜馬	朝倉市一ツ木1148番地の1

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社ドラッグストアモリ	代表取締役 森 竜馬	朝倉市一ツ木1148番地の1

4 大規模小売店舗を新設する日

令和2年12月28日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,261平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物南西側	47

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物南西側	12

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物南西側	36

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物敷地北西側	6.58

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間営業(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
2箇所	建物敷地南西側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間

公安委員会

福岡県公安委員会告示第108号

警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費に関する告示（昭和35年7月福岡県公安委員会告示第29号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から適用する。

令和2年5月26日

福岡県公安委員会

「1,201円」を「1,216円」に、「397円」を「402円」に、「402円」を「407円」に改める。

海区漁業調整委員会

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第108号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、福岡県有明海区におけるビゼンクラゲ漁業の調整を図るため、当該魚種の採捕について次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

令和2年5月26日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 内場 澄夫

1 指示の適用海域

福岡県有明海区海域（農林水産大臣の管轄する漁場を含む）

2 指示の内容

(1) 令和2年6月1日から令和2年6月30日まで及び令和2年11月1日から令和3年5月31日までの期間は採捕してはならない。

(2) 採捕可能な期間において次の区域で採捕してはならない。

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

ア 北緯33度05分39秒、東経130度21分46秒

イ 北緯33度05分08秒、東経130度21分41秒

ウ 北緯33度04分48秒、東経130度21分40秒

エ 北緯33度03分51秒、東経130度21分25秒

オ 北緯33度03分51秒、東経130度21分33秒

カ 北緯33度04分48秒、東経130度21分47秒

キ 北緯33度05分08秒、東経130度21分49秒

ク 北緯33度05分39秒、東経130度21分54秒

(3) 採捕可能な期間において当該魚種の採捕を目的として固定式さし網漁業を使用する場合、漁具は1隻1統とする。また、網漁具の総延長は250メートル（仕立て上

り）以下、網丈は9メートル以下、網の目合は20センチメートル以上とする。なお、夜間にあつては当該漁具の両端に設置した旗に電灯その他の照明による漁具の標識を設けなければならない。

(4) 傘幅40センチメートル未満は採捕してはならない。

3 指示の有効期間

令和2年6月1日から令和3年5月31日まで

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定に基づき、共同漁業の漁場計画に係る利害関係人の意見を聴取するため、次のとおり公聴会を開催することを公示する。

令和2年5月26日

筑前海区漁業調整委員会会長 本田 清一郎

1 開催日時

令和2年6月4日（木）14時00分

2 開催場所

福岡市中央区舞鶴2丁目4番19号 福岡県水産会館

3 案件

筑前海区における共同漁業の漁場計画について

4 公述者の範囲

(1) 漁業権者

(2) 入漁権者

(3) 漁業権漁業の経営者

(4) 漁業協同組合関係者

(5) その他利害関係者